

# 審査基準

令和5年3月31日作成

|   |
|---|
| 法令名：道路交通法施行規則   |
| 根拠条項：第1条第2項第1号  |
| 処分の概要：乳母車の確認  |
| 原権者（委任先）：警察署長   |
| 法令の定め：  |
| 審査基準：<br>申請に係る乳母車を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては<br>① 経路が特定されており、申請に係る乳母車の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分と言えない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えない場合も確認を行う。）<br>② 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）をとる場合等である。<br>なお、<br>○ 上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮すること。<br>○ 上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。 |
| 標準処理期間：<br>7日。ただし、二以上の警察署の管轄にわたる場合は、当該期間に、他の警察署長との協議に要する期間を加えた期間とする。  |
| 申請先：  |
| 問い合わせ先：交通部交通企画課企画係<br>(電話 076-441-2211、内 5023)  |
| 備考：   |

## 審 査 基 準

令和5年3月31日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：道路交通法施行規則   |
| 根 拠 条 項：第1条の5第2項  |
| 処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認   |
| 原権者（委任先）：警察署長   |
| 法 令 の 定 め：  |
| 審 査 基 準：<br>警察署長の確認が行われることとなる具体例は、<br>○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合<br>○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合<br>○ 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合<br>等である。 |
| 標 準 処 理 期 間：<br>5日  |
| 申 請 先：  |
| 問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画係<br>(電話 076-441-2211、内 5023)   |
| 備 考：  |

# 審 査 基 準

令和5年3月31日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：道路交通法施行規則  |
| 根 拠 条 項：第30条の13第1項   |
| 処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付  |
| 原権者（委任先）：富山県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）                |
| 審 査 基 準：<br>（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。） |
| 標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、14日）               |
| 申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター<br>※警察署等で申出が行われた場合にあっても同様。          |
| 問 い 合 わ せ 先：運転免許センター免許管理係<br>（電話 076-441-2211、内 731-234）     |
| 備 考：   |